韓国における国際教育交流支援策

――日韓の学校間交流を中心に――

出　羽　孝　行

はじめに

国家を越えた学校同士の交流である，初・中等教育機関同士における姉妹校交流は，意図的な国際交流プログラムを通じて双方の学校の児童生徒同士が直接接する機会を提供するものである。実際に相手校を訪問するなどの交流は教室の中での国際理解教育を越えた教育効果が存在すると考えられる。文部科学省初等中等教育局国際教育課が公表している「平成29年度高等学校等における国際交流等の状況について」によれば，韓国の学校と姉妹校提携を結んでいる日本の高校はオーストラリア，アメリカ，カナダに次いで多い[(1)]。上位３か国が英語圏であることを考えると，韓国の学校と交流を行うことに意義を感じている日本の高校は多数存在しているとみることが出来よう。

日韓の学校間の姉妹校交流は従来，学校レベルで行われてきたが，2010年代に入ってからは特に韓国の地方教育行政が積極的に姉妹校交流を促進するための法整備を行っている。本論文では韓国の行政による日本との教育交流支援策を考察することで，韓国側から見た日韓の間の教育の国際交流の状況を踏まえつつ，行政機関による教育の国際交流支援の意義を見出していくことを目的とする[(2)]。

研究方法としては，韓国の地方教育行政の日韓交流担当職員へのインタビュー記録や，行政機関等の資料を用いるとともに，韓国の政府機関による日韓教育交流行事に参加した高校の担当教員からの聞き取り調査の結果を分析していくこととする。

１．日韓交流の変遷

１―１．姉妹校交流

現実の国際社会では各々の国家が完全に対等な関係であることは極めてまれであり，政治的，経済的，文化的な側面などで何らかの不均衡な力関係が存在している。教育場面における交流はこうした不均衡な力関係を修正した上でプログラム化できるところに特徴がある。通常，姉妹校提携は協定文書を交換し，海外の学校と様々な交流プログラムを行うものである。多田（1997：158-159）は国際理解教育の実践において国際交流が有用であることを述べた上で，そして国際交流を活用した実践の一つとして海外の姉妹校との交流を挙げている。姉妹校提携に基づく交流（以下，姉妹校交流とする）の特徴は出羽（2019）で述べたが，継続的な交流を行うことが可能であるとの指摘（多田，1997：159）は，教育における国際交流の中で姉妹校交流の持つ大きな特徴であると言える。

一方で，鄭ジオンと金ヨンファン（2012）はこれまでの姉妹校交流は運営する上での専門性の開発や具体的な交流の指針を示すものがないために，担当教員の経験に頼る部分が大きく，結果として担当者の負担が大きくなりすぎるこ

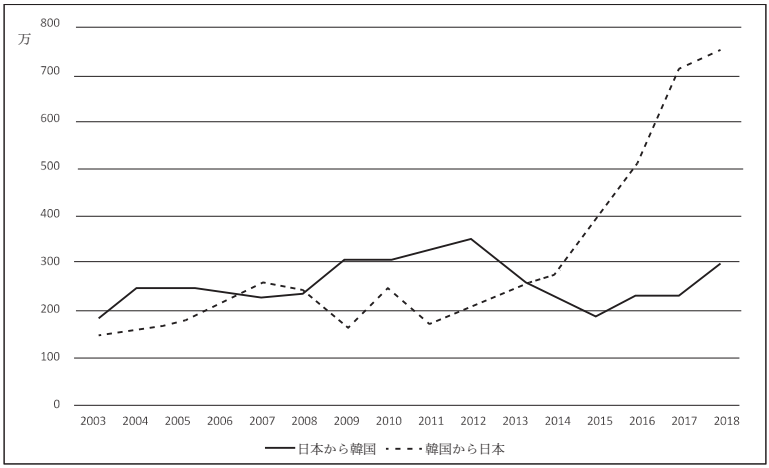


図１　日韓相互訪問者の推移

出典：日本国観光庁『国籍／目的別　訪日外客数（2004～2018年』（エクセルデータ）（https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/visitor_trends/index.html）、韓国観光公社『2017-2018　韓国観光統計』2019年、『1984-2018　出入国国家別月別統計』（韓国観光公社）(https://kto.visitkorea.or.kr/kor/notice/data/statis/profit/board/view.kto?id＝423699&isNotice＝true&instanceId＝294&rnum＝0）を用いて作成。

とが問題と指摘している。日本の学校との姉妹校交流を行った朴ウンヨン（2006：192）は学校行事として全教員が協力してこそ姉妹校交流は成功すると主張しているが，言い換えれば 一部の教員や生徒の経験に止まるという課題を以下に克服するかが姉妹校交流の成否を左右するということをだろう。出羽（2010）は交流の継続性を確保するためには人事の入れ替わりが少ない私立学校が有利であること，交流をする双方の学校がプログラムを運営すること，そして交流を行う校長の方針が重要であると述べたように，姉妹校交流を継続的に全学校規模で進めるためにはいくつもの課題を乗り越える必要がある。その意味では形式的な提携文書を交わしただけでは姉妹校交流を進展させることは難しい。筆者も何度か参照した，釜山や慶尚南道の高校と日本の高校との姉妹校交流の実態に着目した金ヒィヨン（2003）が行政機関による支援が必要であると述べるのは，学校単体の自主性に任せるだけでは活動の広がりに限界があることを示している。そうしたことから，姉妹校交流のみならず，国を超えた学校間交流を行うには行政機関の積極的な関与が必要であることがわかる。

本論文では姉妹校交流による国際交流をはじめ，それに拠らない交流を含めて「学校間交流」の語を用いる。また，こうした交流は学校間にとどまらない。後述するように行政機関が主導する国際交流には学校の枠を越えた多国間の児童生徒交流も含まれる。こうした交流のことを教育における国際交流と述べることとする。

1－2．日韓の市民意識

2019年10月現在，日韓関係は1965年の日韓基本条約の締結以来最悪の状況と言われている。2019年夏以降，韓国から日本への渡航は自粛ムードが広がり，2019年９月には訪日韓国人は前年同期に比較して58.1%減少しており，韓国人観光客の減少は３か月連続となっている[(3)]。しかし，2003年から2018年までの日韓相互訪問の状況を示した図１によれば，特に2010年代に入ってからの韓国人の日本訪問者数は急増しており，2018年には2011年のおよそ４倍にも及んでいた。対して日本から韓国への訪問者数は2012年から2015年にかけて減少に陥り，最近15年間でみれば，200万人から300万人の間を行き来している。

これには様々な要因が考えられるが，日本への渡航が増加しだした2010年代前半から韓国人の日本への印象が好転し続けているのは注目に値する。図２は2013年から毎年言論 NPO で実施されている日韓の相互認識に関する世論調査である。それによれば，韓国人の日本への印象は年ごとに好転してきている。

それに対し，日本人の韓国への印象は良い印象を持っている割合よりもよくない印象を持っている割合が高く，しかも2016年以降は韓国へ良い印象を持っているとする割合が漸減していることがわかる（特定非営利活動法人言論NPO・東アジア研究院，2018：3）[(4)]。ただ，これはいわゆる韓国に対する日本政府による半導体部品の「輸出制裁」が出される前に実施された調査であり，2019年８月以降の状況には留意する必要があるだろう。

つまり，日本への渡航者数の増加と日本への印象の好転には相関関係を認めることが可能であり，相手国を知ることが印象の変化に影響を与えていることが予想される。

1－3．日韓における教育交流の変遷

韓国では1995年の「5・31教育改革」で「世界化」のための教育の文脈の中で国際理解教育の必要性が言われるようになり，1997年の第７次教育課程で設定された「裁量活動」（日本でいうところの「総合的な学習の時間」に相当）において国際理解教育が例示されたことにより，学校レベルで実践されるようになる（趙ナンシム，2005：73）。崔圭承（2015：279）は，1990年代以後に集団的で持続的な日韓の教育交流が始まったとしているが，このことと合わせてみたとき，1990年代後半が日韓の本格的な教育交流の始まりであったといえよ

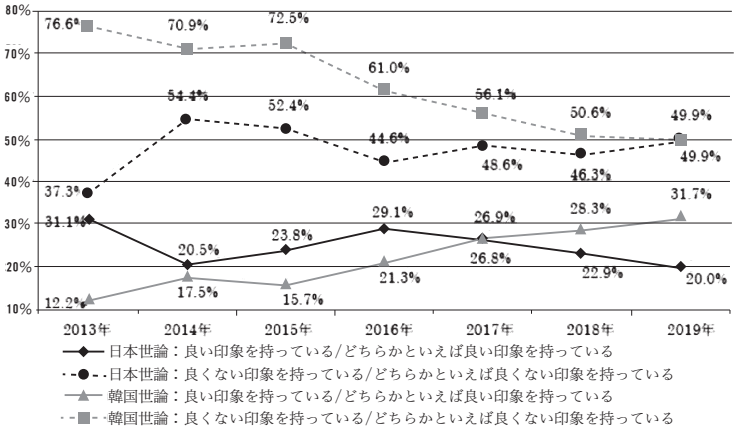


図２　日韓の相手国に対する印象

出典：特定非営利活動法人言論 NPO・東アジア研究院「第７回日韓共同世論調査日韓世論比較結果」（http://www.genron-npo.net/world/archives/7250.html）（2019年11月24日確認）

う。1990年代の日韓の教育交流は日本の歴史教育者協議会と韓国の全国歴史教師の集いの日韓歴史教育者の交流，そして日本の「学びの共同体」理論の受容などであったという（崔圭承，2015：278)。一方，1994年に国語，日本語，社会を教える日本の中等教育機関の教員と，日本語を教える韓国の高校教員らの間で「日韓・韓日教育国際会議」が結成された（井嶋，1997)。この会の結成の中核を日本側で担った井嶋（1997：165-166）は草の根交流の重要性を述べている。これらはいずれも政府レベルではなく，民間による交流である。

また，日韓の教育交流は両国の間の友好都市交流の一環として実施される場合がある。日韓の地方自治体による海外の都市との姉妹提携は両国とも1990年代に増加し，しかも提携先の国家別では両国とも日韓間が３番目に多いという（大西裕，2015)。つまり，両国とも1990年代に国際化が叫ばれるようになり，韓国の民主化とも関係して積極的に日韓の紐帯が深まったといえる。

２．政府レベルでの日韓教育交流の展開

2－1．中央政府レベルでの青少年国際交流事業

韓国の学校における教育内容を規定する「2015年改定教育課程」で掲げられている「追究する人間像」のうち，国際交流にかかわるものとして，「文化的素養と多元的価値に対する理解を基礎として人類文化を享有し，発展させる教養ある人間」と「共同体意識を持ち，世界と疎通する民主市民として配慮と分かち合いを実践する共に生きる人」が示されている[(5)]。つまり，目標とされる人間像において普遍的な価値の追求が目指されていることが分かる。そこで，本章ではまず青少年を対象とした政府次元での国際交流事業を概観したのち，高校生を対象とした国家水準の国際交流行事やプログラムについて考察する[(6)]。

国際交流協力事業[(7)]を行っている政府機関は，広域自治体毎に設置されている教育庁のほか，教育部所属の国立国際教育院や，外交部傘下の韓国国際交流財団と在外同胞財団，女性家族部の委託機関である韓国青少年活動振興院などが存在する（ユ・ソンサン，2018)。

韓国国際交流財団の事業は，韓国学，グローバルネットワーキング，文化交流，出版・映像事業であり，その究極的な目標は「韓国に対する認識を増進し国際的友好親善を増進すること」とされる（ユ・ソンサン，2018：32)。在外同胞財団は海外に居住する韓民族（朝鮮半島に出自を有する人々）を対象とした支援が主な事業内容であり，日韓教育交流の文脈で見るとき，日本に居住する在日韓国人の青少年との交流は事業対象に該当する。韓国青少年活動振興院

は青少年交流活動の支援が事業の一つとされ，同院に設置された青少年交流センターの国際教育事業として」「青少年の世界市民としてのグローバルリーダーシップを向上すること」が挙げられる（ユ・ソンサン，2018：41)。日韓関係事業の一つに日本の国立青少年教育振興機構との協力約定があり，日韓の大学生交流が実施されているという（ユ・ソンサン，2018：41)。

このように，韓国では複数の官庁が傘下機関を通じて青少年の国際交流事業を展開している。活動内容が複数の機関で重複するなど，効率性といった面では課題があるものの，中央政府では青少年の国際交流事業の重要性が認識されていることが理解できる。

2－2．国立国際教育院による国際教育交流事業

国立国際教育院は1962年にソウル大学校の一機関として在外同胞教育や国際教育交流のために設けられたのが始まりで，1992年には国際教育振興院となり，国際奨学事業と国際教育交流協力の中心機関として運営されている（ユ・ソンサン，2018：24)。過去には在外同胞を韓国に招聘して語学教育を直接行うなどの活動もしており，当時の国際教育振興院庁舎内に語学教育のための教室が設置されていたが，現在は外部機関に委託されている[8]。

同院の目的は国際教育交流を通じたグローバル人材の養成であり，主要な事業は「外国人留学生の誘致・招聘・管理の支援」「GKS 運営（Global Korea Scholarship）運営」「内国人の海外留学支援」「韓国語能力試験（TOPIK）の運営」「国際教育交流・協力」「在外同胞の教育支援」「外国語教育支援」に分けられる[9]。国際教育交流事業は，国立国際教育院の 3 つの部署の一つである「国際交流協力部」の「教育交流協力チーム」が担当しており，10人いる担当者の一人が日韓交流事業を担当している。日韓教育交流の中身としては，「韓日中高生交流事業」「韓日相手国語選択高校生交流」「韓日学術文化および青少年交流」の 3 つであり，3 つ目の交流は大学生を対象としたものと教員を対象としたものに分けられる[10]。

韓日中高生交流事業は1998年に金大中大統領が訪日した際に小渕恵三首相と合意した共同宣言をきっかけに1999年から毎年実施されている事業で，2018年現在，それぞれ200名の中高生（引率者含む）が 6 泊 7 日の日程で相手国を訪問している[11]。日本側の担当は日韓文化交流基金である。韓国側の生徒の選抜は全国16の地方教育庁に人数を割り当てて選抜を依頼し（2018年は金羅北道教育庁は対象外であったため，16教育庁)，中学 3 年生，高校 1，2 年生の中から

各地方教育庁が選抜する。日本からの訪韓団の受け入れ学校は力量のある学校を地方教育庁の推薦を受けて決定することになっている。研修内容としては相手国の学校訪問，現地人との交流，見学，体験，ホームステイ（高校生のみ）などである。

韓日相手国語選択高校生交流は2002年の日韓共催ワールドカップの成功を記念して両国の「青少年交流及びスポーツ交流」を支援する名目で日本側から提案され，2004年から実施されている。日本側の担当機関は文部科学省スポーツ・青少年局である。2018年の交流計画によれば，両国の高校生がそれぞれ60名（引率含む）ずつ訪問することになっている(12)。韓国から日本を訪問する生徒は高校２年生で日本語を選択している生徒を対象に，全国の17の地方教育庁を２グループ化して隔年でそれぞれのグループに人数を配分して選抜を依頼し，各地方教育庁が実際には選抜を行っている。

この２つの事業目的として共通に掲げられているのは，「韓日教育交流の増進，及び相互理解を通じた協力基盤の構築」である。これに加えて韓日中高生交流事業の場合，「青少年の国際的眼目涵養，国際発展に寄与できる力量の涵養」であり，韓日相手国国語選択高校生交流の場合は「第２外国語としての韓国語及び日本語選択の雰囲気拡散を意図」することや，「歴史・文化的多様性と相手国家理解を通じた国際的感覚を備えた青少年の育成」が掲げられている。生徒の渡航経費は，滞在費については相手国，航空料金については訪問する側の国が負担することになっており，学校同士の姉妹校交流に比べて政府機関同士が行う国際交流は参加者に対する待遇が手厚いものとなっている。また，両事業とも相手国の教育や歴史，地理，文化などの内容が含まれた事前教育への参加が訪問への必須条件になっている。

３つ目の韓日学術文化および青少年交流は日本側の担当を日韓文化交流基金として，1988年２月の日韓正常会談時に日韓の人的交流の拡大について合意がなされ，それに基づき1989年より実施されている(13)。1998年には金大中大統領（当時）が日本を訪問時に両国の交流拡大に合意し，さらに2007年には日本政府が「21世紀東アジア青少年大交流計画」に基づき，日本側の負担により訪日団を２倍に拡大した。韓国からの訪問団が大学生と教員がそれぞれ80名ずつ（引率者含む），日本からの訪問団が大学生と教員がそれぞれ40名ずつ（引率者含む）である。韓国側からの教員訪問団は小学校教員と中高教員が同数になるように配置されている(14)。2019年に同交流の韓国側から参加した教員訪問団は６月５日から14日までの10日間の日程で日本を訪問した。この時に設定された

テーマは「日本の教育と地域活性化の現場視察」で，小学校教員と中高教員の２つのグループに分かれ，大阪府内の公立小中学校（訪問者の勤務校種を訪問）を訪問したり，文部科学省初等中等教育局職員や日韓関係専門家の講義，和歌山県の自治体の訪問などを行った。

国立国際教育院におけるこうした事業は，担当職員によれば国家同士のものであり，その中でも日本と中国を対象に行っているという[(15)]。また，グローバル化など国際化を目指した事業については現在，地方教育庁が行っているという。こうしたことから，行政による日韓の教育交流推進事業は中央政府よりもむしろ地方教育庁段階で推進されていることが確認される。

2－3．韓日相手国語選択高校生交流事業の実際―国立国際教育院主管事業の展開―

ここでは前節でみた国立国際教育院が主管する４つの日韓交流事業のうち，韓日相手国語選択高校生交流事業（以下，相手国語選択高校生交流事業とする）の実際の運営状況を概観することを通じて，行政機関が主導する日韓の教育交流の実際を，日本からの交流団を受け入れる学校の視点から考察する。国立国際教育院が実施している事業の中で同事業に着目する理由は，他の事業と比較して対象者が高校生に限定されていることが挙げられる。また，日本からの訪問団を受け入れた高校を対象に考察することで，学校間で行われることの多かった教育の国際交流に行政機関が果たす役割を明らかにすることができると考えた。本論文では2018年度に日本からの訪問団の受け入れを行った京畿道に所在するＥ高等学校における受け入れ状況を事例として考察する[(16)]。

相手国語選択高校生交流事業自体は前述のように韓国側では国立国際教育院が主管しているが，実際の訪日団の選抜は教育庁毎の日本語を選択している高校生の割合に基づき，各教育庁に選抜人数を割り当てている（京畿道教育庁，2018b)。従って，実際の参加生徒の選抜業務は各教育庁が行っている。同様に日本からの訪問団を受け入れる学校についても教育庁が各学校に募集文書を送信している。京畿道の場合，2018年に１校を選抜することになっており，「日本語を第２外国語として編成・運営している高等学校中，国際交流に関心があり，本事業を遂行できる学校[(17)]」を申請の対象としている。対象となった学校には学校訪問経費として20万ウォンを支給することや，訪問者の給食を提供するために１名あたり5000ウォン分の昼食代を支給することが示されている。また，日本からの訪問を受け入れた学校から訪日団の団長，又は副団長を１名選出することになっている。

この年に受け入れ学校となったのはＥ工業高校である。同校は生徒数1275名，１学年当たりのクラス数は15クラス，教職員数114名の大規模私立工業高校で，建設，建築，電気，通信などをはじめとする８つの科を有している[18]。日本との交流を担当しているｅ氏によれば，教育庁の担当奨学士との通話の中でＥ校は交通アクセスや学校規模等で心配がないということだったので，（日本からの）訪問学校に申請してみようということになったという。当初，教育庁が各学校に訪韓団受け入れの募集をした際には「志願する学校がほとんどなかった」（ｅ氏）。これについてｅ氏は，人文系高校（日本でいうところの普通科高校）は「興味深い主題の授業を準備するのに相対的に制約があり，大学入試という重要な行事に（日本からの訪問団の受け入れは）学習の雰囲気を妨害することがあるため，学校長の立場では好まない」傾向があると指摘している[19]。Ｅ高で日本からの訪問団を成功的に受け入れることができたのは「何より職業系高等学校という点と，学校長の国際交流に対する意思だということができ」ると考えている[20]。元々，Ｅ高は日本との姉妹校交流先を探していたこともあり，こうした行事に積極的に応じたといえる。

日本からの訪問団は２グループで編成され，そのうち第２団が2018年９月10日（月）にＥ高を訪問した。訪問は午前９時50分から午後４時10分とほぼ一日にわたるものである。交流は訪問団を15名ずつの２つのグループに分け，それぞれのグループが韓国側の生徒とともに体育（卓球，バトミントン），キャラクター作り，バーチャルリアリティコンテンツ制作の班別授業を受ける形式で行われた。こうした授業が選択されたのは言葉が通じなくてもイベント的にできるからとの考慮によるものである（ｅ氏）。結果は国立国際教育院や日本の国立青少年教育振興機構[21]，そして授業当日に通訳を担った韓国の大学の側からもよい評価を得たという。ｅ氏自身はこの交流によって何らかの利益を直接得られるとは考えておらず，今後日本の学校と交流を行う上での試みと認識している。

このことからわかるのは，そもそも海外の学校と交流を行うこと自体，入試で実績を上げることが求められている高等学校では負担と認識されていることである。Ｅ高で今回の受け入れ行事を成功裏に行えたのは，入試教育の優先順位が比較的高くなかったこと以外に，日本との国際交流に関心を持っているｅ氏という教員や，それを理解する管理職がいることなどが要因として挙げられるだろう[22]。ただ，一般的な人文系高校では日本との交流事業に労力をかけることは好まれず，結果として行政が行う教育交流に参加する学校を探すのも困難が生じている。英語圏の学校との交流であれば大学入試に関係のある英語を伸

ばす機会になるから一定程度の需要は推測されるが，日本の学校との交流となれば何らかの条件（関心を持つ管理職，教員の存在など）がなければ事業を展開するのは容易ではない。

3．地方教育行政機関による日韓教育交流の推進状況

3−1．地方教育庁による国際教育交流推進政策―京畿道教育庁を例として―

韓国の地方教育行政制度の特徴は，日本でいうところの都道府県にあたる道[23]を核とした広域自治体による教育行政制度である点がまず挙げられる。道教育庁の長である教育監は住民による直接選挙により4年に一度改選される。教育監を核とする教育庁は一般行政の議会である道議会の承認を得る必要があるものの，予算編成権，条例制定権などを有し，少なくとも日本と比べて教育行政の独立性は高い。こうした教育自治制度が確立したのは2000年代後半であり，地方教育行政が独自の政策として国際交流事業に取り組むことが出来るようになったのも当然ながらこの時期以降になる。

教育庁で国際交流協力に関する条例が施行されたのは，2010年に忠清北道で「忠清北道教育庁外国地方自治団体との交流協力に関する条例」が始まりとして，その後，2012年に京畿道，2013年には江原道，以後，2017年までに9自治体で同種の条例が制定されている（ユ・ソンサン，2018：48)。「京畿道教育庁国際交流協力に関する条例」第2条において，国際交流協力とは「外国の地方自治団体及び教育関連機関との姉妹結縁，業務協約締結，教育支援事業，国際行事の誘致・開催などに関するすべての活動」を指すとされている。

京畿道における国際交流事業は，ユ・ソンサン（2018：11）によれば草創期にあたる2012年から2013年，持続的な交流事業が行われた2012年から2014年の時期，そして本格的な国際交流事業が始められた2015年以降の3つに分類される。もちろんそれ以前から個々の学校単位では国際交流が行われていたが，京畿道で実質的に2015年より国際交流事業が開始された背景としては，学校レベルで行われていた国際教育交流について，目標設定をした上で国際教育交流を拡大する狙いがあったとされる[24]。

2015年以降に京畿道教育庁で行われている国際教育交流事業の枠組みは，生徒交流，教職員交流，政策交流に分類される（ユ・ソンサン，2018：13)。教育庁の中でも国際教育交流事業は複数の部署がそれぞれ担当しているが，本論文で取り上げる学校間交流に分類される生徒の国際交流活性化業務や教師・生徒の国際交流支援業務[25]は，特性化教育課の外国語教育担当奨学士が担当してい

る（ユ・ソンサン，2018：11)。学校レベルの国際交流を支援する事業は国際交流活性化業務にあたり，これは2015年から実施されている（ユ・ソンサン，2018：11及び52)。

3－2．国際交流協力学校事業の目的

国際交流協力学校事業は2015年よりはじめられたが，このときから国際交流支援を活性化させた契機として，F 奨学士は事業開始当時の担当者ではないことを断った上で，以下のような説明をしている。

> 外国語教育は授業の中だけで行うするのでは限界があり，また国際化の影響が教育に及んでいる中で独自に教育交流をしている学校も多いことから，いっそのこと教育庁の中で国際交流の目標を設定し，交流を拡大するのが望ましいという考えになり，教育庁として推進したようだ。学校で行う国際交流は目標設定が少し興味・体験中心で，一回で終わるイベント的なものが多いけれども，教育庁で目標を設定して行えば児童生徒が教育的な交流を行えるのではないだろうか，そのような思いで始められたようだ。（奨学士 F の語った内容の要旨）

ここから解ることは従来学校が独自に行ってきた国際交流活動を尊重しながらもより教育的な意義を担保するために行政として支援しようとする意図があるということである。前章では国家レベルの行政機関による日韓教育交流事業について考察したが，地方教育庁レベルで行う国際交流を国家で支援してくれることはないという。(26)

京畿道における国際交流協力学校事業の2018年の推進計画に記された目標は以下のとおりである（京畿道教育庁特性化教育課，2018：2)。

- 世界人と疎通する教育課程運営によって外国語授業改善及び意思疎通力量の涵養
- 児童生徒中心，教育課程中心，学校を基盤とした国際交流推進を通じた国際交流力量の強化
- オンライン•オフラインの国際交流推進を通じた持続可能な国際交流協力プログラムモデルの開発
- 私たちの文化に対する理解を基礎とした国際文化を理解する多文化感受性，及び世界市民意識の涵養

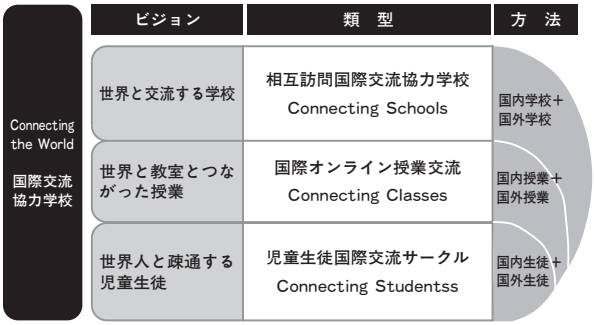


図 3　国際交流協力学校の 3 類型
出典：京畿道教育庁特性化教育課（2018b：3）より。

ここから，この事業自体が児童生徒同士の交流事業であると同時に，国際交流協力プログラムモデルを開発する意図で実施されていることがわかる。つまり，実践を積み重ねながら汎用性のあるモデルを構築していこうと意図が窺える。そして，この目的を行うために図 3 のような 3 つの類型の事業が設定されている。この 3 つの事業はそれぞれが別々に存在するのではなく，実際に互いに国の児童生徒や教員が出会って共にプログラムに参加することを含めた交流の段階であるといえる。

教育庁がこれらの 3 つの類型の交流を行う学校を募集し，対象に選ばれた学校は教育庁から予算支援を受け，1 年の間，事業に取り組むことになる。表 1 は国際交流協力学校の 3 類型のそれぞれの運営状況である。運営学校数は募集数ではなく，最終的に採択された学校数を示している。以下，それぞれの事業について概観していく[(27)]。

表 1　2018年度　国際交流協力学校の運営状況

区分	児童生徒国際交流サークル	国際オンライン授業交流	相互訪問国際交流協力学校
運営校	初・中・高で42サークル	初・中・高教師46名	初・中・高16校
支援予算	一校あたり1,00万ウォン	一校あたり1,00万ウォン	一校あたり500万ウォン～800万ウォン
運営期間	2018.3.～2019.2.	2018.3.～2019.2.	2018.3.～2019.2.
運営内容	―国際交流、国際文化理解を主とした児童生徒中心のサークル活動	―外国語教育課程再構成を通じたオンライン共同プロジェクトの推進 ―教育課程―授業―評価の一体化の重点	―教育課程体験中心の相互訪問プログラム運営 ―ホームステイ，授業及び学校行事参加、文化体験

出典：京畿道教育庁特性化教育課（2018b：3）より。

（1）児童生徒国際交流サークル

目的は「外国の児童生徒との交流活動を通じた意思疎通力量の伸長，及び第 2 外国語教育の活性化」，そして「児童生徒中心の国際交流の機会の実践を通じた具体的な世界市民意識の涵養」とされる。申請して選定された学校には一

校あたり100万ウォン前後が支給される。サークルの運営内容は，京畿道教育庁特性化教育課（2018a：4）によれば，文化比較や，「地球村の問題に対するオン・オフラインでの共同プロジェクトの推進及び実践」，そして「韓国の歴史と文化に対する広報及び国際理解教育活動などの推進」といったことが記されている。奨学士Ｆによると，具体的には学校の中に国際交流に関する児童生徒によるサークルをつくるというが，そのサークルの活動は，たとえば日本人を対象とした韓国文化の広報のための映像を作成してユーチューブにアップするなどの活動をすることが示されていた。また，韓国の学校のサークルと日本にある学校のサークルがオンライン交流を行ったり，場合によっては訪問交流を行ったりすることが想定されている（Ｆ奨学士)。2018年には最終的に34校の42のサークルが対象に採択されている（京畿道教育庁特性化教育課，2018b：94)。

（２）国際オンライン授業交流

その名の通り，オンラインを用いて海外の学校と授業の中で交流する方法である。実施の目的は「国外の学校とのオンラインプロジェクト授業を通じた外国語の授業方法の改善」であったり，「授業の中で世界人と疎通しながら，成長する児童生徒中心の実用外国語教育の運営」にある（京畿道教育庁特性化教育課，2018a：5)。2018年度は50件前後を選定することを予定し，一校あたりに約100万ウォンを援助することが計画されていたが（京畿道教育庁特性化教育課，2018a：2)，実際には交流活動を実践する教員を対象にされたようで，2018年は27校から46人の教員が選定された（京畿道教育庁特性化教育課，2018b：95)。採択された27校のうち，13校（教員26人）が以下の相互訪問国際交流協力学校にも採択されており，２つの事業を連携させた交流事業が行われている。

（３）相互訪問国際交流協力学校

目的としては「学校教育課程における体験中心の相互訪問交流を通じた学校中心の国際交流力量の強化」や，「外国の家庭と学校体験を通じた多文化感受性，及び世界市民力量の伸張」が挙げられている（京畿道教育庁特性化教育課，2018a：6)。１年間の活動予定で全道から10校前後の学校を選んで一校あたり，500万ウォンから1,000万ウォン以内の支援金を支出することが計画されていた。申請校の選定は，2017年に道教育庁が推薦した国外の教育機関と相互訪問を行

っている学校の中から優秀校を選ぶもの（A 型）と，学校独自に訪問交流を希望する学校から優秀校を選ぶもの（B 型）があるが，対象校にはオンライン授業交流や児童生徒国際交流サークルと連携して運営することを推奨することになっている（京畿道教育庁特性化教育課，2018a：2）。最終的に採択された学校は募集を大きく上回る48校に上った。但し，教育庁から補助金が支給される「A 型」運営校と「B 型」運営校は，それぞれ 8 校が採択され，それ以外の32校は海外の学校との交流活動の後，教育庁がコンサルティングやワークショップの支援を行ったり，優秀な学校には教育監賞を授与する形とされた（「C 型」運営校）（京畿道教育庁特性化教育課，2018b：4，96-97）。

3－3．国際交流協力学校の展開

教育庁における国際交流協力支援学校事業の 3 つの形式を考察してきたが，相互訪問国際交流協力学校に選定された16校のうち，13校は他の 2 つの類型でも採択されていることから[28]，実際には 3 つの形式が一貫性を持ったものとして運営されている。奨学士 F も 3 つの類型の交流を段階的に拡大していくことを理想的な形と考えている。日本との交流で言えば，日本語科目が開設されている学校では日本語の授業の中で日本の学校とオンラインでプロジェクト学習を行い，日本語の授業が開設されていない学校では児童生徒が国際交流サークルをつくって交流を行い，その後条件が合えば相手の日本の学校と直接訪問交流を行うことを提唱している。そうすることによって，授業や教育課程と連関した形で直接訪問交流が可能となるという（F 奨学士）。以下はそれについての F 奨学士の語りである。

> 相互訪問交流をする前に相互訪問交流に参加する子どもたちを 3 月（韓国の年度初めの月―引用者注）から集めてその子どもたちでサークルをつくるんですよ。そしてその子どもたちが，自分達が訪問する国や学校について予め勉強をし，予めオンラインでつながって相互のラポールを形成して事前にオンラインプロジェクトを計画し，我々があなたたちの学校に行った時，このようなことを一緒に進めてみよう，このようにすればそれがサークルです。そして，そのサークルの子どもたちは一部で，また訪問する子どもたちもごく少数じゃないですか。10名前後なのでサークルの活動や訪問交流やらごく少数なので，事実もっと多くの子どもたちがこのような国際交流を体験するようにしようとすれば授業で行わなければならない

ですよ。そうすればサークルの子どもたちはみんな希望の子どもが複数の学級から来たので，彼らを先生が日本語の授業や英語の授業で集めてオンライン交流をさせればそれがオンライン授業交流ですよ。そこで最も理想的なのは一つの学校で３つ（の国際交流の類型―引用者注）がすべて有機的に回ることですよ。（F 奨学士）

学校間交流における事前学習の重要性は見たとおりであるが，国際交流協力学校事業の３類型を全て実施することで事前学習と訪問交流を連携させることが可能になる。同時に，一部の児童生徒しか参加できないという学校間の国際交流研究で指摘されてきた課題[29]も克服出来る可能性がある。「多くの子どもたちが参加することで公共性を確保すること」（F 奨学士）は公教育機関の行う事業としてきわめて重要である。

国際交流協力学校に指定された学校は，支援金が支給されない相互訪問国際交流協力学校の「C 型」を除いて運営結果報告書の提出義務を負っている（京畿道教育庁特性化教育課，2018b：5)。教育庁は提出された報告書を公開することにより，他の学校と事例を共有することを可能としている（F 奨学士)。教育庁に提出された報告書は教育庁が委嘱した３名の審査委員によって匿名による審査が行われ，結果に応じて学校表彰や教師に対する表彰が行われる（F 奨学士)。また，教育庁では，国際交流協力学校の運営担当者を集めたワークショップや事例報告会を実施している（京畿道教育庁特性化教育課，2018b：5)。

加えて，奨学士 F が2018年度より開始した事業として，国際交流協力支援団を組織して国際交流協力学校を運営する学校の中から希望校に対してコンサルティングを行っている[30]。コンサルティングの方法としては支援団が学校訪問をしたり，オンラインコンサルティングするものである（京畿道教育庁特性化教育課，2018b：4)。支援団は国際交流協力学校事業に参加した学校の中で優秀学校に選ばれた担当教員で構成される（F 奨学士)。2018年度は上半期と下半期をあわせて国際交流協力学校に参加する学校の約20％程度が希望しているという（F 奨学士)。

3－4．日本との学校間交流の状況

2017年現在，京畿道の小中高校から外国の学校を訪問した児童生徒数は722名であり，同年に海外の学校を訪問した児童生徒のうち，31.1％が日本を訪問しており，行先国の中で最も多い（表２)。2017年に海外の学校とオンライン

表 2　2017年に韓国京畿道の学校から外国の学校を訪問した児童生徒数

	日本	米国	台湾	中国	豪州	ベトナム
初等学校	39	0	0	13	0	30
中学校	29	47	36	10	0	14
高等学校	654	443	309	215	88	34
総計	722	490	345	238	88	78
割合	31.1%	21.1%	14.9%	10.3%	3.8%	3.4%
	タイ	ロシア	マレーシア	その他	総計	学校種別割合
初等学校	0	16	0	27	125	5.4%
中学校	24	0	29	23	212	9.1%
高等学校	28	33	17	161	1982	85.5%
総計	52	49	46	211	2319	100.0%
割合	2.2%	2.1%	2.0%	9.1%	100.0%	

出典：「2017　国際交流運営現況」に基づき作成。同資料は京畿道教育庁関係者より2018年度に提供を受けた。
・全体の割合が２％に満たない児童生徒の訪問先は「その他」とした。

表 3　2017年度の韓国京畿道と外国の学校間のオンライン交流数

	日本	インド	マレーシア	豪州	米国	台湾	英国
初等学校	1	2	2	2	3	1	2
中学校	2	1	1				
高等学校	6	3	2	2	2	1	
総計	9	6	5	4	5	2	2
	インドネシア	カナダ	その他	総計	交流のある学校数	道内全体学校	交流のある学校割合
初等学校	2		1	16	9	1241	0.7%
中学校		1	3	8	4	625	0.6%
高等学校		1	3	20	13	472	2.8%
総計	2	2	7	44	26	2338	1.1%

出典：「2017　国際交流運営現況」に基づき作成。道内全体学校数については教育統計サービスのサイト（http://kee.kedi.re.kr）（韓国教育開発院）より参照した。
同資料は京畿道教育庁関係者より2018年度に提供を受けた。
※１校のみの場合は「その他」に集計した。

交流をしている学校についても，全体26校中，日本は９校と全体の約３分の１を占めている（表３）。

日韓交流の特徴について，Ｆ奨学士は，第二外国語で日本語を選択している生徒が多いので交流を進めるうえで無理がないことと，アニメーションをはじめ日本文化に関心がある児童生徒が多いということを述べている。やはり韓国側にとって日本の学校と交流するのは第二外国語の一つである日本語の能力の伸長という点が大きく，教育の国際交流において日本との交流のニーズは高い

ことがわかる。

国際交流協力学校に2018年度に指定された学校の中では，国際オンライン交流に選定された学校27校のうち，日本語教員が運営教師に含まれているのは10校であり，英語教員に次いで多い[31]。相互訪問交流選定校のうち，教育庁からの援助金支給対象であるA型とB型の16校の中では5校が日本の学校を交流先の一つとしている。ちなみにC型でも32校中，11校の交流国家名の中に日本が含まれている。いずれも国家別では日本が最も多い（交流先で通用している言語別では必ずしも一位ではない）。

京畿道が他の地域と比べて特別日本との交流に傾注する理由がないことを考えると，こうした傾向は全国でも似た傾向があると考えられる。韓国における日本語熱が以前ほどの高さでないとはいえ，韓国から見た時，日本は最も行きやすい外国であると共に，文化的にも関心を持つ人々が多い国であることは確かであろう。ただ，韓国の学校が日本との交流を行う際に通常は日本語を担当する教員が担当するのが自然な流れであるが，日本語の場合は通常，一校に一人しか担当教員がいないため，公立のように人事異動のある学校では継続した交流が行いにくいと奨学士Fは指摘している。これは一つの学校に複数の担当教師がいる英語科との違いであろう。国際交流に拘わらず，一つの学校の中に複数の担当者がいることによって，たとえ一人の担当者が異動したとしても他の担当者の中で安定的に事業が引き継がれるのは想像に難くない。

また，日韓の国同士の間には歴史認識問題をはじめ，領土問題等，今日に至るまで様々な問題が存在する。国家間の問題が日韓の間の学校間交流に影響するかを奨学士Fに尋ねたところ，学校別の状況は解らないとしながらも，中国との関係はいわゆる「サード配置問題」[32]によって悪化したことにより，中国と交流していた学校はそれ以来，交流が途切れてしまったという。「サード配備問題」によって中韓の間の学校間交流が中断した例は筆者が行った個別の学校での教員への聞き取り調査でも確認されている。むしろ，日本との交流で心配されているのは地震のような自然災害であるという（F奨学士）。少なくとも，本研究のための調査を行った2018年秋の時点では日韓の間の学校間交流が国家間の政治関係に振り回されるとの認識は，地方教育行政の担当者レベルではないことが確認された[33]。

まとめ

本研究では韓国の行政機関による日韓の間の学校間をはじめとした教育交流

支援政策について考察してきた。その結果，以下の点を見出すことができた。

まず，韓国における海外の学校との教育交流の中で日本の占める位置は大きいことが確認された。日本政府と韓国政府の間で合意されて以来実施されている韓日中・高生相互訪問事業をはじめとした政府間主導の交流は規模が大きくないものの，20年以上の歴史を有している。さらに，日韓交流の現状を見ても日本との交流が海外の学校との交流に占める割合は大きく，国別では韓国にとって最大の交流国である。2019年夏以降の両国間の関係悪化を乗り越えられるかは今後の日韓の間の教育交流を考えるうえで重要なポイントと考えることは可能であろう。

2点目に政府レベルでの高校生以下の国際交流は限定的であるということを示すことができた。これまでは学校ごとの意思に交流が任されており，小中高等学校レベルでの交流は今後においてもあくまでも学校ごとの自主性に任せるのが原則である。一方で，本論文で考察した「韓日相手国語選択高校生交流事業」では，日本の全国から集まった高校生の韓国での訪問先としてE高等学校が受け入れを申し出た。これはE高が日本の学校との姉妹校交流を望んでいたために実現できたことであった。このように，日本の個別学校との交流を希望する韓国の学校が政府レベルでの事業を交流の足掛かりとして活用するという方策は十分に考えられる。この点はこれまで政府レベルでの学校間交流の効果として指摘されることはなかったと思われる。

3点目は2010年代以降，地方教育行政制度の確立に伴い，地方教育行政が学校間交流事業への支援を活性化していることを確認できた。学校間交流を成功裏に終えるためには訪問交流の前と後に実施されるプログラムが重要な意味を持つが，プログラムの内容は現在手探り状態である（出羽，2019：87）。教育庁が学校ごとの成功事例を収集することで事前，事後を含めた訪問交流のプログラムのみならず，多様な形態の学校間交流プログラムを提示することが可能となろう。また，相手国の学校の交流先を探す学校同士をつなぐための仲介者の役割を担うことも重要と思われる。特に地方教育行政の独立性が保障された韓国の現行制度の下では今後の展開が期待されるところである。

本論文では地方教育自治団体の事例が京畿道のみであり，韓国全体の学校間交流にまで言及することは出来なかった。今後他の自治体の事例も分析対象としてくことで体系的に韓国における国際教育交流の実態を明らかにしていきたい。

注

⑴　文部科学省初等中等教育局国際教育課（2019）「報道発表　平成29年度高等学校等における国際交流等の状況について」（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/koukousei/__icsFiles/afieldfile/2019/08/27/1323946_001.pdf＃search＝'%E5%B9%B3%E6%88%9027%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E9%AB%98%E7%AD%89%E5%AD%A6%E6%A0%A1%E7%AD%89%E3%81%AB%E3%81%8A%E3%81%91%E3%82%8B%E5%9B%BD%E9%9A%9B%E4%BA%A4%E6%B5%81%E7%AD%89%E3%81%AE%E7%8A%B6%E6%B3%81%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6'）（2019年11月21日確認）。同資料によれば，2018年度に海外の学校と姉妹校提携を締結している高校等のべ1219校中，韓国は 4 番目の309校である。全体的に姉妹校提携を有する高校等は 2 年前の1977校から大幅に増加している。

⑵　筆者は2018年に日韓の姉妹校交流の実態を知るために日本の学校と姉妹校を有している韓国の高校を訪問し，交流担当教員へのインタビュー，交流行事に参加した生徒の記録分析，さらには学校間交流を担当する地方教育行政の担当職員へのインタビュー調査を行った。これらの調査結果のうち，日本の学校と姉妹校交流を行っている韓国の学校の視点から日韓の姉妹校交流の実態に関する研究を行った（出羽，2019）。本論文は2018年に行った調査のうち，韓国の行政機関への調査結果を用いて日韓の教育交流を支援する行政の施策を分析した研究である。

⑶　「訪日韓国人客58％減」『朝日新聞』2019年10月17日付朝刊，３面参照。

⑷　なお，読売新聞が朝鮮日報と共同で実施した日韓共同世論調査では相手国に親しみを感じないとする割合は，日本人が55％，韓国人が73％であり，全般的には日本人よりも韓国人のほうが相手国を見る姿勢は厳しい（『読売新聞』2018年 7 月 5 日朝刊）。

⑸　교육부（2015）「초・중등학교교육과정총론」（교육부고시제2015-74호［별책1］），p. 1 参照。

⑹　韓国の政府関連機関による国際教育交流の状況の記述については，ユ・ソンサン（2018）を参照した。

⑺　韓国の地方教育自治団体レベルで教育の国際交流を規定する条例の名称として「国際交流協力」の名称が用いられているが，ユン・ソンサンは国際交流協力を，「国家間において文化や思想などを互いに通じて力を合わせて助け合うこと」と定義している（ユ・ソンサン，2018：3-4）。本論文で扱う姉妹校提携もこの範疇に含まれている。

⑻　2014年に筆者が国立国際教育院の行政官を訪問し，インタビューした内容に基づく。同院はソウル市恵化洞に設置されていたが，2015年に京畿道盆唐市に移転する。

⑼　国立国際教育院のサイトより（http://www.niied.go.kr/user/nd45765.do）（2019年10月20日確認）。

⑽　筆者は2018年 7 月23日に国立国際教育院を訪問し，国際交流協力部教育交流協力チーム所属の日韓交流担当職員と面談を行い，関連資料の提供を受けた。ここ

での記述は訪問調査時に得られた情報をもとにした。

⑾　韓日中高生交流事業に関する記述は，国立国際教育院（2018a）によった。実施規模や形式に関する記載は2018年の実施計画に基づいている。

⑿　韓日相手国語選択高校生交流事業に関する記述は，国立国際教育院（2018b）に基づいている。実施規模や形式に関する記載は2018年の実施計画に基づいている。

⒀　韓日学術文化及び青少年交流研修に関する記述は，国立国際教育院（2018c），国立国際教育院［教育交流協力チーム］（2018d）によった。実施規模や形式に関する記載は2018年の実施計画に基づいている。

⒁　日韓文化交流基金「2019年度　日韓学術文化交流事業訪日団日程表（案）」参照。なお，日程表はこの訪日団に参加した教員より提供いただいた。この場を借りて感謝申し上げる。

⒂　国立国際教育院の日韓交流担当職員からの聞き取りによる（2018年７月23日）。

⒃　E工業高校において日韓の学校間交流を担当する教員であるｅ氏に対して行ったインタビュー調査の概要は以下のとおりである。ｅ氏から聞き取った内容を参照して記述した部分には本文中に「（ｅ氏）」などと記載した。

・実施時期：2018年９月７日
・実施場所：E工業高等学校職員室の応接セット
・対 象 者：ｅ氏（教員としての担当教科は科学）

⒄　京畿道教育庁が道内の高等学校長，教育支援庁（道内のエリアごとに設置されている教育行政機関。地方教育行政における意思決定機関は教育庁であるが，教育庁内の小中学校の管轄は教育支援庁が担っている）に宛てた文書「2018年　韓日相手国語選択高校生交流事業　訪問団の訪問学校運営希望校申請のお知らせ」（2018年５月29日付）参照。訪問学校の条件などに関する記述は同文書を参照した。

⒅　E高校の概要は「2018年　韓・日相手国語選択高校生交流訪韓団訪問学校概況」を参照した。同資料はE高の担当教員であるｅ氏より提供を受けた。

⒆　ｅ氏へのカカオトークを通じた追加質問に対する回答による。

⒇　ｅ氏へのカカオトークを通じた追加質問に対する回答による。

(21)　日本側の実施機関。本事業の主催は日本側が文部科学省，韓国側が国立国際教育院であるが，実施については，日本側は独立行政法人国立青少年教育振興機構，韓国側は個別大学となっている（国立青少年教育振興機構，2018）。韓国側で同事業実施時に「個別大学」がどのような役割を担っているかについては今回の調査からは確認できなかった。

(22)　ｅ氏はこれまで姉妹校交流を行える日本の学校を探してきた。また，これについて管理職も協力的であることがｅ氏へのインタビューでは語られている。

(23)　道と同レベルの自治体に広域市，特別市（ソウル市のみ該当）が存在する。それぞれ日本の政令指定都市，東京23区に相当する。代表的な広域市としては釜山広域市，仁川広域市，大邱広域市などがあり，これらの都市は道と同レベルの自治権を有する。

⑵4　京畿道教育庁で国際交流支援事業を担当する奨学士の話（2018年９月10日）による。なお，京畿道教育庁において国際交流支援事業を担当するＦ奨学士に対して行ったインタビュー調査の概要は以下のとおりである。Ｆ奨学士から聞き取った内容に基づき記述した部分については本文中に「（Ｆ奨学士）」などと記載した。
・実施時期：2018年９月10日
・実施場所：京畿道教育庁北部庁舎内の特性化教育課事務室
・対 象 者：Ｆ奨学士（2017年より本業務を担当。教員としての担当教科は中高英語）

⑵5　教師・生徒国際交流支援の内容を見る限り，教育庁独自の事業というよりも国立国際教育院などが主催する事業の分担部分が多いように思われる。

⑵6　Ｆ奨学士の話による。

⑵7　以下の３つの類型についての記述は京畿道教育庁特性化教育課（2018a），及び京畿道教育庁特性化教育課（2018b）を参考に記述した。

⑵8　京畿道教育庁特性化教育課（2018b）記載の，３類型別に記載された国際交流協力学校選定学校一覧から計算した。

⑵9　京畿道教育庁からの委託研究であるソ・ユジン（2018：72）も相互訪問プログラムの問題点として，参加する児童生徒の保護者が多額の費用を負担しなければならず，少数の児童生徒が参加できるという限界があることを指摘しているように，姉妹校交流の従来から課題と認識されてきた。

⑶0　コンサルティング事業については出羽（2019：87）でも触れた通りである。

⑶1　京畿道教育庁特性化教育課（2018b）記載の，３類型別に記載された国際交流協力学校選定学校一覧から計算した。以下の３類型の細部についての記述についても同様の方法で算出した結果を示したものである。

⑶2　北朝鮮の弾道ミサイルに対応するため，米国が韓国領土内の在韓米軍基地に高高度迎撃ミサイルシステム（THAAD）を配備することを韓国政府が2016年７月に認めた。これに対し中国は強く反発し，中韓関係が悪化した。

⑶3　なお，インタビューを行った2018年９月に比べ，日韓関係は2019年11月現在，大幅に悪化している。昨今の日韓関係の悪化が姉妹校交流にどの程度影響を与えているのかは注目していく必要がある。

参考文献

鄭ジオン・金ヨンファン（2012）「初・中等学校でのプロジェクト基盤ブランディッド国際教育プログラム運営のための教師の職務分析―AEEP を中心に―」『教師教育研究』第51巻第２号，215-230.（韓国語）

崔圭承（2015）「授業を通じた日韓教育交流―「一人の子どもも切り捨てない教育」を目指して―」，磯崎典世・李鍾久（編）『日韓関係史1965-2015　Ⅲ　社会・文化』東京大学出版会．273-300

出羽孝行（2019）「日韓姉妹校交流の意義と発展方策―韓国の高校に着目して―」，異文化間教育学会（編）『異文化間教育』第50号．国際文献社．72-90.

出羽孝行（2010）「韓国の学校が中国朝鮮族学校と行う姉妹校交流の実際―韓国側

からの事例を中心に―」『龍谷大学論集』第474・475合併号，龍谷大学龍谷学会．99-130．
国立国際教育院（2018a）『2018年　韓・日中高生交流事業施行計画（案）』（韓国語）
国立国際教育院（2018b）『2018年　韓・日相手国語選択高校生交流施行計画（案）』（韓国語）
国立国際教育院（2018c）『2018　韓・日学術文化及び青少年交流　教員交流施行計画（案）』（韓国語）
国立国際教育院（2018d）『2018年度　韓・日学術文化及び青少年交流　大学生団研修施行計画（案）』（韓国語）
京畿道教育庁特性化教育課（2018a）『2018国際交流協力学校推進計画』（韓国語）
京畿道教育庁特性化教育課（2018b）『2018国際交流協力学校担当者力量強化ワークショップ』（韓国語）
井嶋悠（1997）「「日韓・韓日教育国際会議」と異文化間教育・国際理解教育」，異文化間教育学会（編）『異文化間教育』第11号．アカデミア出版会．165-173．
趙ナンシム（2005）「教育課程改革と国際理解教育」『国際理解教育研究』第１巻第１号．66-79．（韓国語）
金ソンジョン・金イェラン・金ヨンファン（2018）「国際理解教育，世界市民教育，多文化教育の概念的関係に対する質的研究―国際教育開発協力の側面を中心に―」韓国教育学会『教育学研究』第56巻第２号．133-159．（韓国語）
金フィヨン（2003）『韓・日高等学校姉妹交流を通じた青少年国際交流に関する研究―釜山・慶南地域の実態を中心に―』慶南大学校教育大学院修士論文（韓国語）
国立青少年教育振興機構（2018）『平成29（2017）年度　文部科学省委託事業　日韓高校生交流事業　事業報告書』
文部科学省初等中等教育局国際教育課（2019）「平成29年度高等学校等における国際交流等の状況について」
大西裕（2015）「日韓自治体間協力の展開―姉妹都市提携の戦略―」，木宮正史・李元徳（編）『日韓関係史1965-2015　Ⅰ　政治』東京大学出版会．85-112
朴ウンヨン（2006）「日本の姉妹学校との交流行事」『教育研究情報』第49号，江原教育科学研究院．184-192．（韓国語）
ソ・ジョンファ（研究協力者）（2003）「国際教育振興院の国家間国際教育交流協力の実態及び改善方案研究」教育人的資源部
特定非営利活動法人言論 NPO・東アジア研究院（2019）「第７回日韓共同世論調査　日韓世論比較結果」（http://www.genron-npo.net/world/archives/7250.html）
ユ・ソンサン（研究責任者）（2018）『京畿道教育庁国際交流効力発展方案に関する研究』．（韓国語）

キーワード　姉妹校交流　日韓交流　地方教育行政